

第23回 安来市農業委員会議事録

平成28年5月20日 午後2時00分 第23回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	2番 安松 智君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
21番 島田 毅君	22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君
25番 岩田 繁樹君	26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君
29番 宮本 重徳君	30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君
33番 小藤 昇君	34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君
37番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 5月20日 1日
日程第 3	報第105号 農地法第18条の規定による通知について
日程第 4	議第 88号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 89号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	議第 90号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第106号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第 91号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 9	議第 92号 農用地利用集積計画の決定について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第23回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。

初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第23回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議長：田中 通夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 北川委員、10番 伊藤委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君
日程第3 報第105号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
2ページをご覧ください。報第105号 農地法第18条の規定による通知について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で農地法による賃貸借の解約です。以上です。

議長：田中 通夫君
事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君
日程第4 議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
4ページをご覧ください。議第88号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法施行規則第10条の規定による申請書の提出がありましたので
審議を求めるものです。続いて5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、2件で 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほどそれぞれの地元委員から報告していただきます。
1番は、農業廃止による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。

⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で30分、必要な農機具はトラクターを1台、耕運機を2台所有しています。また、労働力は本人と妻、子の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

なお、5ページの表で、譲渡人の耕作面積は、926.30㎡となっていますが、これは18条解約された2筆の計855㎡が加えられていませんので、加えると計1781.3㎡となります。

また、譲渡人の耕作面積には、譲り渡される農地のうち2965番1の178㎡、2966番2の555㎡の2筆計733㎡は現況地目が山林で耕作されていないため加えられていませんが、それらを合計しますと譲り渡し面積の2514.3㎡となります。これは農家台帳のシステム上の問題でこのようは表示となっていますのでご理解いただきますようお願いいたします。

2番は、労働力不足による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は車で5分、必要な農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と妻、母の3人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

議長：田中 通夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について15番 永田委員、8番 増田委員、2番の案件について31番 岡田委員 お願いします。

15番 永田 正満君

15番 永田です。1番の案件について説明をします。まず、場所の説明をします。13ページの位置図を参考にさせていただきたいと思います。真ん中が国道9号線です。赤江町字三ツ頭の3筆は田頼川を南に行き、山陰本線の土手下付近になります。赤江町字菖蒲の2筆については13ページの位置図の右上の方に越前町公民館がありますが、それを約600m行った左側になります。譲渡人は昨年ご主人が亡くなられ、本人も現在施設入所をしておられます。譲受人は娘夫婦が譲渡人所有の住宅を取得し、松江市から転入するにあたり、農地は譲受人が取得し娘夫婦と共に農業経営をされるとのことでした。譲受人及び娘夫婦も農業に意欲的であり、周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。1番の案件の荒島地区の申請場所について説明をします。荒島駅の正面に通称岩田山という山がありますが場所はそこになります。駅前の旧国道を東へ約150m行ったところに進入路があります。その進入路から約300m上がったところが申請場所です。

31番 岡田 一夫君

31番 岡田です。2番の案件について説明をします。場所ですが、宇賀荘橋を渡り、清水方面へ行き、高尾クリーンセンターに入る道があります。そこを右折し、約50m行ったところを左折して左側の谷部の一番下が申請場所です。譲渡人は農地が遠方で維持していくことが困難ということで、譲受人に相談したところ、無償で所有権移転するということで話がまとまりました。譲受人は9,554㎡の農地を耕作しており、申請場所は他の所有者の農地と隣接もしていないため周辺農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第5 議第89号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

では6ページをご覧ください。議第89号 農地法第4条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法施行規則第22条の規定により申請書の提出があったので審議を求めるものです。続いて7ページに計画申請内容、8ページから9ページに申請位置図を付けていますので併せてご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断します。転用目的は、個人墓地・進入路・駐車場です。現在の墓地は、災害により部分的に崩壊し復旧が困難のため、墓地を移転する計画を立てました。そこで、自己所有地の中で近隣の民家から離れ人目につかない場所で近隣の承諾が得られ、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に墓地及び参拝用駐車場を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

2番は、農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、石材等資材置場です。申請人は、石材店を営んでおり、年間5件程度の墓地建立を手掛けております。現在は、石材等の資材を展示場と自宅裏の車庫用地に分散して一部置けていますが、手狭なうえに大変不便な状況で困ってました。そこで、実働する上にも、管理する上にも便利のよい土地を工場周辺で探しましたが、非農地で条件の適した場所が無く、やむを得ず申出地を利用するものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第4条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番及び2番の案件について、地元委員から申請場所の説明を求めます。10番伊藤委員をお願いします。

10番 伊藤 聡彦君

10番 伊藤です。8ページをご覧ください。左側に国道432号線があり上のほうが広瀬方面です。広瀬方面から県道草野横田線湯田山荘方面に向かって左折し約200m行き、さらに右折して約200m行

ったところが1番案件の申請場所です。9ページをご覧ください。右下の国道432号線は先程の県道を左折した地点から直進して約200m行ったところ。そこを右折して約100m、左折して約100m、さらに右折して約100m行ったところの比田交流センターの真後ろの場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査2班の調査報告を8番 増田委員お願いします。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。4条申請の現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は2班で、永田班長、佐々木委員、田邊委員、板垣委員、安松委員と私の6名、事務局より竹内局長と細田主査に同行いただき、昨日5月19日午後1時30分より行いました。

1番案件については個人墓地の新設です。現地では、伊藤委員、北川委員から説明を受け、調査いたしました。現在の墓地ががけ崩れのため、墓地を移転する必要が生じ、新しく土地を探しましたが申請場所以外に適当な場所がなかったため、本申請地に計画をされました。20cmの盛土を行い、雨水は西側の既設の排水路に排水し、近隣農地への影響はないと考えます。事務手続きについては、墓地許可申請書の写し、土地改良区の意見書、隣接農地の同意書、等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

2番案件についてですが、転用目的は石材等資材置場です。現地では、伊藤委員、北川委員から説明を受け、調査いたしました。この案件は、現在の敷地が狭くなったため、石材等資材置場として使用するものです。雨水は南側の既設の排水路に排水し、近隣農地への影響はないと考えます。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接農地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第6 議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

10ページをご覧ください。議第90号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて農地施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので、審議をを求めるものです。続いて、11ページに申請内容、12ページから15ページに申請位置図を付けていますのであわせてご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は、4件で 所有権移転 に関する案件が1件と 賃貸借権の設定 に関する案件が1件、 使用貸借権の設定 が2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、宅地化の状況が、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている 区域内にある農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、自動車駐車場で、権利の設定は所有権移転です。申請人は、新・中古自動車の販売、修理及び車検を業とし、従業員12名を雇用する事業者です。現在の店舗敷地では駐車場が狭く、隣接の警察署西側を借地し、修理車、下取り車、従業員通勤車の駐車場及び中古車の展示等を行っておりますが、店舗から離れており大変不便な状況であるため、以前より新たな土地を探していました。しかし、非農地で条件の適した場所が無く、困っていました。そこで、店舗敷地に隣接し、農地の所有者との同意が得られ、現在の不便さが解消される当農地をやむを得ず利用するものであります。よって、当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号 に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

この農地の対価は、1,000万円です。

2番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業を指します。転用目的は、車両置き場 兼 土木資材置き場です。申請者は、従業員14名を雇用し、重機類、土木工事資材等を運搬する事業者であります。現在、トラック10台、トレーラー4台、トレーラーヘッド4台を所持しており、申請人の本店敷地内にトラック4台、従業員の通勤車両を無理やりに置いている状況です。そこで、業務の利便性が良い既存施設に隣接した本申請地を拡張し従業員用駐車場8台、トラック4台、土木資材置場を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。既存の施設の拡張 とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られる訳ですが、本申請地に隣接している既存の施設のある土地は地目が宅地で、面積は2,408㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法 による市街化調整区域ですが、造成のみで建築物を伴わないためありません。この農地の対価は、賃借料月額10万円です。

3番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、住宅建設です。現在、申請者家族は米子市内のアパートで生活をしています。両親も高齢になり、両親の面倒を見るためにもなるべく両親の近くで生活したいと思い、今回、住宅の新築を計画し近隣で建設予定地を検討しましたが希望に添える土地が無く困っていました。そこで、実家近くにある母所有の農地で分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、個人住宅を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法 による市街化調整区域であるため、4月20日付けで受理された都市計画法第29条第1項の規定による 開発行為許可申請書 の写しが添付され、許可見込みとのことです。この農地の対価は、無償です。

4番は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等

の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、島根県が昭和45年度から昭和57年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業を指しております。転用目的は自己居住用住宅です。申請者は、現在安来市内のアパートに妻・子供4人の6人で生活しています。今後は子供が大きくなるにつれて手狭になってくることが想定されるため、実家の近くに家を新築する計画を立てております。長男であるため両親と同居できれば最善であります。実家は両親と弟が同居しており手狭であるため以前から実家の近隣で適地を探していましたが、自己所有地もなく困っていました。そこで、父の所有する農地で、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、住宅を建てることとしました。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。また関係他法令との整合性については、当該申請地は、都市計画法による市街化調整区域であるため、4月27日付けで受理された都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付され許可見込みであり、この転用による土地改良事業補助金の返還の必要もありません。この農地の対価は、無償です

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。

1番及び4番の案件については35番 齋藤委員、2番の案件については23番 渡邊 克実委員 3番の案件については30番 福田委員 お願いします。

35番 齋藤 哲君

35番 齋藤です。1番案件と4番案件の申請場所について説明します。12ページの位置図をご覧ください。位置図の真ん中右から左に通っている道路が国道9号線です。1番案件の申請場所は、国道9号線沿いの安来警察署の東側です。続いて15ページをご覧ください。4番案件の申請場所は、左側の上から下に通っている道路が、飯梨川東側交差点からJAの撰果場の前を通り、約500m行ったところの場所です。以上です。

23番 渡邊 克実君

23番 渡邊です。2番案件の申請場所について説明します。13ページの位置図をご覧ください。位置図の真ん中東西に走っているのが国道9号線です。この地図にはありませんが、西の方に県道荒島広瀬線の交差点があります。その交差点から約300m安来方面に行ったところの国道の南側に位置します。以上です。

30番 福田 渉君

30番 福田です。3番案件の申請場所について説明します。14ページの位置図をご覧ください。黒く塗ってあるのが、干拓地の貯水池です。貯水池の真ん中付近から須崎町集落方面へ向かう道へ約30m入り、左折し約100m行ったところが申請場所です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査2班の調査報告を8番 増田委員お願いします。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。

最初に1番案件について報告します。現在借地利用している場所が不便であり、会社隣接地を駐車場用地として取得するものです。現地では、齋藤委員他3名の委員から説明を受けました。この農地の周りは東側と北側が道路で西側は安来警察署の敷地であるため隣接農地への影響はないと考えます。雨水は北側の排水路に排水します。土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

続いて2番案件について報告します。会社隣接地を敷地拡張し、車両置場兼土木資材置場として使用す

るものです。現地では渡邊委員他3名の委員から説明を受けました。この農地の北側は申請者の借地で駐車場として使用しています。東側は雑種地、南側は水路及び農道で、西側は現況畑の農地です。申請地は砂利を敷き、雨水は既設の排水路に排水し、土砂については流出しないよう措置を講じますので、西側農地への影響はないと考えます。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

続いて3番案件について報告します。個人住宅の建設用地として取得するものです。現地では福田委員、富田委員の説明を受けました。この農地の3方は宅地で、東側は道路に接しており隣接農地への影響はないと考えます。汚水は合併浄化槽、雨水は西側の水路に排水します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

最後に4番案件について報告します。個人住宅の建設用地として取得するものです。現地では斎藤委員他3名の委員から説明を受けました。申請地の北側と西側は道路に面しており、盛土を35cmし、南側と東側は法面としてその外側に溝を設け、土砂、雨水が流出しないように配慮するため、隣接農地への影響はないものと判断しました。汚水は合併浄化槽に、雨水は敷地内の地下浸透枘を設け処理します。事務手続きについては、土地改良区の意見書、隣接地の同意書等全て整っており、調査班としましては、許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

25番 岩田 繁樹君

議長。

議 長：田中 通夫君

25番 岩田委員。

25番 岩田 繁樹君

25番 岩田です。昨年の11月に農業振興地域整備計画変更審議特別委員会において現地調査をした際に、申請地は駐車場として利用されているように見受けられましたが、現況はどうなっていますか。

議 長：田中 通夫君

8番 増田委員。

8番 増田 和夫君

8番 増田です。現況は畑として利用されていました。

議長：田中 通夫君

25番 岩田委員。

25番 岩田 繁樹君

分かりました。

議長：田中 通夫君

他に質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第7 報第106号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

16ページをご覧ください。報第106号 農地法第5条の規定による届出について 上記のことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。続いて17ページに届出の案件内容、18ページから21ページに届出位置図を

掲載しておりますので、併せてご覧ください。

今月の農地法第5条の届出は4件で、所有権移転が2件と賃貸借権の設定が2件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は、住宅造成で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

2番は、転用目的は、自家用車駐車場で、権利の設定は賃貸借権の設定で、期間は30年です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。

3番は、転用目的は、駐車場で、権利の設定は賃貸借権の設定で、期間は30年です。また、この農地の対価は、月額8万9千円です。

4番は、転用目的は、資材置き場で、権利の設定は所有権移転です。また、この農地の対価は、本人の希望で公表されていません。以上です。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。1番、3番、4番の案件について 地元委員 14番 根来委員、2番の案件について 地元委員 19番 妹尾委員 それぞれ申請場所の説明をお願いします。

14番 根来 茂樹君

14番 根来です。1番案件の場所について説明します。18ページの位置図をご覧ください。図中下に東西に走っているのが、安来荒島線です。この道路を安来第一中学校前から荒島方面に向かって約450m行ったところが、図中の有限会社松原商会のところですか。ここから、斜め右に入り約50m行き、さらに右折し約50m行ったところの左側が届出場所です。

続いて3番案件の場所を説明します。20ページの位置図をご覧ください。国道9号線錦町交差点から日立金属株式会社海岸工場方面に向かって約200m行き、元消防署の建物を過ぎ右折し約250m行ったところに、社会福祉法人せんだん会の建物が右手にあります。そこを右折し約100m行ったところの右側が届出場所です。

続いて4番案件の場所を説明します。21ページの位置図をご覧ください。主要地方道安来木次線と山陰道の交差点から広瀬方面に約200m行き、南城谷公民館を過ぎたところの三叉路を左折し10m行った右側が届出場所です。以上です。

19番 妹尾 茂君

19番 妹尾です。2番案件の場所の説明をします。19ページの位置図をご覧ください。主要地方道安来木次線を広瀬方面から安来方面へ行き、切川地内に入り社日橋を渡り、渡りきったところをすぐ左折し、また直ぐに右折し臼井団地方面に向かって約200m行った変形の四叉路があります。その三角地が届出場所です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第8 議第91号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

22ページをご覧ください。議第91号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。

安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙の資料1をお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外が13件で、内安来地域7件、広瀬地域

6件と編入が伯太地域の4件です。詳細につきましては、農林振興課から説明をします。以上です。

農林振興課：伊藤 豪一君

それでは、今回の農用地区域から除外及び編入の申出内容についてご説明いたします。

資料の1ページに今回の変更の全体面積を掲載しております。

除外は、一般住宅991㎡、農家住宅647㎡、植林7,641㎡、その他30,892㎡、合計40,171㎡の13件、編入は、33,956㎡の4件、全17件の計画となっております。

該当地の土地調書は5～11ページ、広域の位置図は12ページとなっております。

まず整理番号1、黒井田町の駐車場及び回転場の案件ですが、位置図を13ページ、切図、土地利用計画図を14ページに掲載しております。

申出者宅は自動車を5台保有し、自宅敷地内には駐車スペースがないため近隣地を借りて駐車していました。収まらない場合にはやむを得ず路上に駐車する場合があった状況です。そこで現在の保有台数と子供が自動車を所有予定であり6台分を確保する計画であります。

自宅隣接地は道路と住宅に囲まれ、近隣で条件を満たす土地はここしかないため農用地を利用するものです。

この申出地は、道路、水路、宅地に面した場所に位置し、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えております。

続いて整理番号2、黒井田町、早田町、佐久保町に亘っての太陽光発電施設の案件ですが、位置図を15ページ、切図、土地利用計画図を16ページに掲載しております。

太陽光発電で高容量の発電量を得るためには、多数の太陽光パネルを平坦地へ広範囲に設置すること、日照時間が多く送電網の整備が条件となり、これらを満たす土地選定で当該農地が適しておりかつ地権者の同意もあり、やむを得ず農用地を利用するものであります。

申出地は、北側に山陰道が敷設されたことで南側の山林と細長く挟まれた農地となり、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号3、清井町の植林の案件ですが、位置図を17ページ、切図、土地利用計画図を18ページに掲載しております。

対象地は、作業道が狭く大型機械が入らず効率的な作業が行えないことと、水源の堤が枯渇し水田の維持が困難になったため、このまま荒廃させるより周辺の山林も含めて治山していくものであります。

申出地は、道路と他3方は山林が囲んでおり、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号4、切川町の一般住宅の案件ですが、位置図を19ページ、切図、土地利用計画図を20ページに掲載しております。

申出人は、現在妻子4人で市内アパートに暮らしていますが、子供の成長とともに手狭になったこと

夫婦共働きで両親に子供を見守ってもらえ、また将来両親の面倒を見ることが可能なため、実家付近に住宅を新築する計画であります。なお実家には両親、祖母、兄が暮らし同居できるスペースがありません。隣接する所有地で住宅・駐車場を確保できる土地はこの農地しかなく、やむを得ず農用地を利用するものであります。

申出地は、2辺が道路、1辺が宅地に接し、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号5、中津町の一般住宅の案件ですが、位置図を21ページ、切図、土地利用計画図を22ページに掲載しております。

3世代6人家族の申出人が居住する住宅の老朽化により建て替えをする計画ですが、建築基準法で前

面道路の幅員が4m未満のため建物を後退させる必要が生じ、敷地を拡張せざるを得なくなっています。現在地以外に新たな土地を購入するには経済的に困難で、隣接する土地で利用できるのは申請地以外になく、やむを得ず農用地を利用するものであります。

住宅密集地内の農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号6、大塚町の農家住宅の案件です。位置図を23ページ、切図、土地利用計画図を24ページに掲載しております。

申出人は、約6反の農地を保有する農家で6人家族です。現住居は建築年数の経過と鳥取西部地震による傷みがあり、また道路から急勾配な坂を登った高台に位置し、高齢を迎え不便を強いられることが予測され、平場への住宅新築を計画しています。住宅、農作業場、駐車場などの確保、平坦地といった条件を満たす所有地を探しましたが、計画地の隣地を含めて利用できる土地はここ以外ありませんでした。

申出地は、市道、水路、宅地に面した農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号7、神庭町の進入路及び駐車場の案件です。位置図を25ページ、切図、土地利用計画図を26ページに掲載しております。

申出者の次男が昨年結婚し、現在は市内の借家で暮らしていますが、実家の隣の宅地に新居の建築を計画しています。しかし、市道から新居予定地までの進入路幅が1mと狭い上新居予定地へのスロープが急勾配で駐車できません。この2つの問題点を同時に解消できる土地は、この農地しかなくやむを得ず利用するものであります。

住宅と道路及び雑種地に囲まれた農地であり、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号8、広瀬町西比田の車庫の案件です。位置図を27ページ、切図、土地利用計画図を28ページに掲載しております。

申出者の娘が結婚し同居する予定で、駐車スペースがないため自動車3台分の車庫を建てる計画をしています。自宅周辺の所有地で土地の形状も考慮すると申出地以外ないため、やむなく農地を利用するものです。

申出地は、住宅との間に位置し、道路に接する農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号9、広瀬町東比田の駐車場の案件です。位置図を29ページ、切図、土地利用計画図を30ページに掲載しております。

自宅敷地内の車庫兼倉庫を取り壊し、跡地に息子夫婦が住宅を建築するため駐車場4台分の確保を平行して検討しなければならない中で、周辺の土地は自宅正面が県道、この農地以外山林であり利用可能な土地がここしかありませんでした。

申出地は、南北に県道と山林を挟んで住宅が横並びに存在する集落で、この農地は孤立しており、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号10、広瀬町菅原の太陽光発電施設の案件です。位置図を31ページ、切図、土地利用計画図を32ページに掲載しております。

申出人は太陽光発電事業の計画に際し、平坦かつ広い面積で日照条件が良く、造成など投資を要しない土地を住所地の広瀬町地内で広く探りました。対象地の耕作者は高齢で農地の維持管理が困難になり、放置すれば周辺農地へ悪影響が及ぶことを懸念しており、事業要件を満たす土地がこの農地しかなく、やむを得ず利用するものです。

申出地は、国道432号の開通により山林に挟まれた農地になり、集団化、農作業の効率化等への支障はないため、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号11、広瀬町西谷の駐車場の案件です。位置図を33ページ、切図、土地利用計画図を34ページに掲載しております。

現在夫婦二人家族ですが、娘が結婚し娘夫婦と同居予定であります。自家用車は自宅入り口の進入路に停めている場所以外になく、二世帯同居にあわせ駐車場確保が急務となっており、隣接地で利用可能な土地はこの農地以外ありません。

申出地は、市道拡幅後の残地で孤立しており、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号12、広瀬町町帳の一般住宅の案件です。位置図を35ページ、切図、土地利用計画図を36ページに掲載しております。

現在市内のアパートに住んでいる娘家族4名の住宅を建築する計画であります。孫の面倒を見るために申出人宅に隣接する場所で候補地を検討し、住宅、駐車場、土地の形状・大きさを総合的に判断したがこの土地しかなく、農地を利用するものです。

また、近年住宅地化が進行する地域で農地は点在しており、本地はすべて道路と宅地、雑種地に囲まれ、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

続いて整理番号13、広瀬町富田の植林の案件です。位置図を37ページ、切図、土地利用計画図を38ページに掲載しております。

申出人は、対象地で自家野菜を栽培しているが、周囲を山林に囲まれた場所にあり、獣の被害に苦慮している状況であります。安定的な収穫が望めないことでこのまま耕作をやめて荒廃させるより、植林し周囲と含めて治山していくものであります。

申出地は、道路、山林、原野で囲まれた農地であり、集団化、農作業の効率化等への支障はなく、農用地区域から除外しても問題ないと考えております。

最後に整理番号14伯太町安田、整理番号15伯太町安田中、整理番号16伯太町上小竹、整理番号17伯太町下小竹の編入案件で、位置図は39から42ページに掲載しております。4件すべて将来にわたって農地として利用するものです。14番は土地改良事業の関係、15番は施設整備事業、16番及び17番は中山間直接支払いの対象地となっております。

以上、13件の農振除外案件と4件の編入案件について説明させていただきました。ご審議のほど宜しく申し上げます。

議長：田中 通夫君

この案件につきましては、事前に農業振興地域整備計画変更審議特別委員会を開催し、現地調査をしておりますので、28番 加藤委員長の報告をお願いします。

28番 加藤 昭彦君

28番 加藤です。5月11日午後1時より農業委員会会議室におきまして特別委員会を開催しております。田中会長、渡辺会長代理、岩田副委員長、齋藤委員、吉村委員、福田委員、佐々木委員、板金委員と私の9名で事務局から竹内局長と細田主査が出席し、農林振興課の伊藤係長より説明を受けた後、現地を確認しました。その後、検討した結果、委員会としましては、全会一致で適当ではないかという結論になりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

だいたい、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

2番 安松 智君

議長。

議長：田中 通夫君
2番 安松委員。

2番 安松 智君
2番 安松です。15番の編入案件についてですが、施設整備という説明がありましたが具体的には、
どういう目的があって今回編入されることになったのかお聞きしたいと思います。

農林振興課：伊藤 豪一君
この案件については正式に事業申請はされていませんが、圃場整備に係る施設整備として事業申請される見通しです。

2番 安松 智君
了解いたしました。

議長：田中 通夫君
それでは改めて質疑に入ります。他に質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君
他に質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君
さきほど加藤委員長よりご報告がありました。特別委員会としては同意ということでありましたので、
農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付したほうが
適当ではないかと考えます。よろしくをお願いします。

議長：田中 通夫君
ただいま、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：田中 通夫君
質疑がないようですので、この案件については、事務局から提案のとおり賛成される方の挙手を求め
ます。

議長：田中 通夫君
全員賛成ですので、この案件については、意見を付して市長に報告することにいたします。

議長：田中 通夫君
日程第9 議第92号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業
委員会会議規則第10条の議事参与制限により、32番 吉村委員の退席を求めます。事務局の説明を求
めます。

事務局：細田 正樹君
24ページをご覧ください。議第92号 農用地利用集積に計画の決定について 上記のことについて、
別紙のとおり決定依頼がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求
めるものです。27ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、

面積 の欄をご覧ください。今月は、賃貸借が 20件で、39,582㎡、使用貸借が30件で、37,323㎡、全体で50件76,905㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。説明の前に訂正をお願いします。28ページの6番の案件ですが、契約区分を再 と表記していますが、新規 の誤りですので訂正をお願いします。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、32番 吉村委員 の退席を解除します。

議 長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第23回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時20分)